

「ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱」の手続きについて

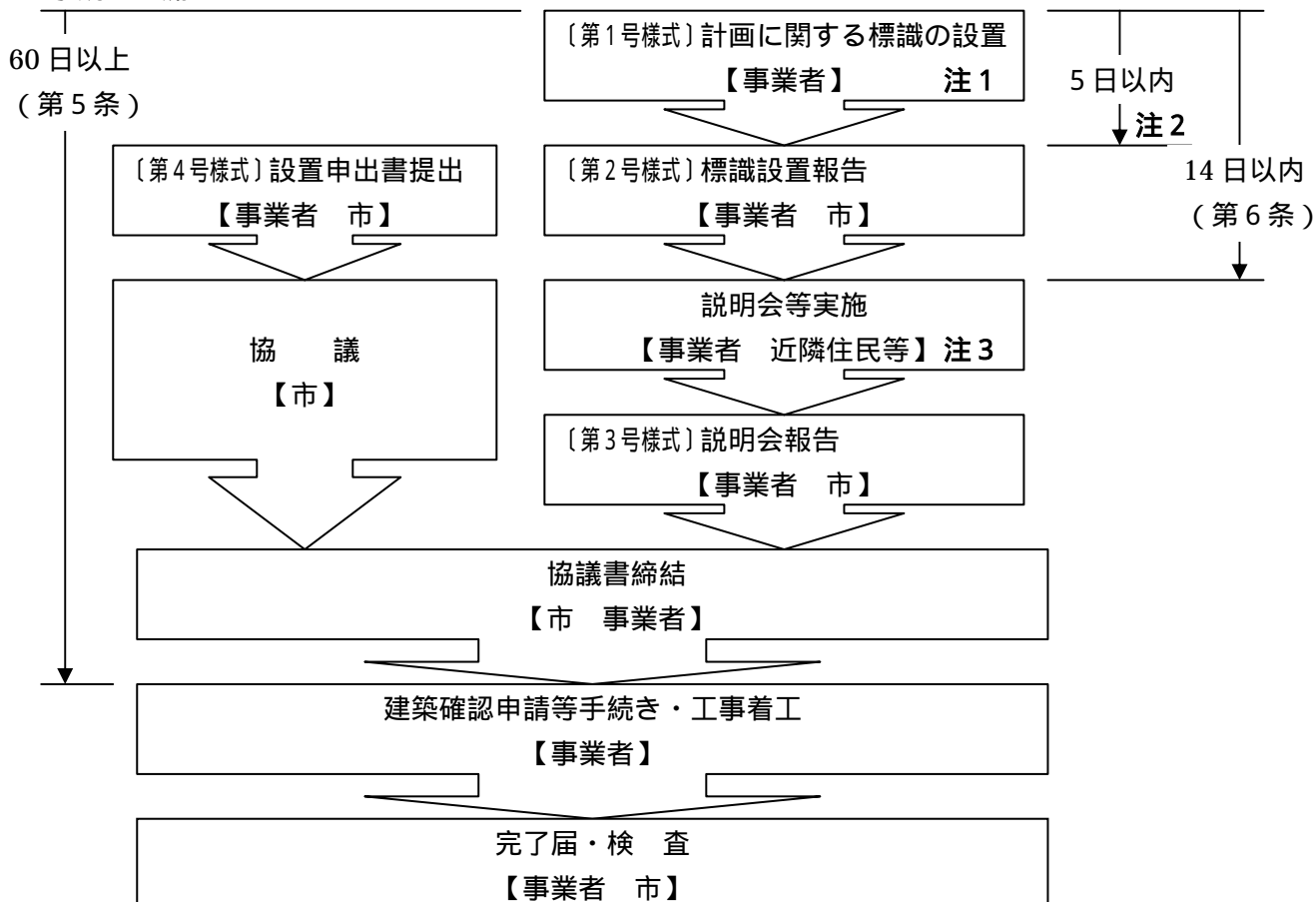
1. 目的

都市環境への配慮及び公衆衛生保全の見地から、ペット火葬場等の設置及び維持管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

2. 対象施設

- (1) ペットの死骸を火葬する施設（火葬施設）
- (2) ペットの焼骨を埋葬する施設（埋葬施設）
- (3) ペットの焼骨を納骨する施設（納骨施設）

3. 手続きの流れ



移動火葬車によって火葬を行う場合、事前に移動先周辺の住民に周知するものとし、要望等あれば誠意をもって対応する。

移動火葬車によって火葬を行う場合、移動火葬車使用届(第11号様式)を市長に提出するものとする。

移動火葬車によって火葬を行う場合、立川市内で日々繰返し同一場所における火葬を行う場合は、この要綱の火葬施設と同様の扱いとする。ただし、整備基準は第8条の規定とする。

注1) 標識は、接道面につき各1枚設置し、工事完了まで設置してください。

注2) 土・日・祝祭日を含みます。ただし、5日目が閉庁日となる場合は、翌開庁日でも可です。報告書の提出が遅延した場合、提出日からさかのぼって5日前に設置したものとして取扱います。

注3) 標識を設置した日を含めて14日以内にすべての近隣住民等に対して説明を始めてください。説明方法は、説明会開催又は戸別訪問のどちらでもかまいません。説明するときは、資料等を配布してください。

近隣住民に対する説明開始が遅れた場合、標識設置期間を延期することがあります。

4. 説明すべき範囲

- (1) 火葬施設にあっては、250mの以内の土地の所有者又は当該土地にある建築物の所有者、居住者若しくは使用の権利を有する者
- (2) 埋葬施設等にあっては、100mの以内の土地の所有者又は当該土地にある建築物の所有者、居住者若しくは使用の権利を有する者

5. 主な指導内容

(1) 施設設置計画の説明

上記「説明すべき範囲」に対し、説明会等の方法によりペット火葬場等の設置に関する説明をし、同意を得るものとする。

(2) 整備基準の遵守

共通事項について

ア. 管理棟などの建築物に設ける開口部、換気設備の排気口などは、隣地に対して臭気その他衛生上支障を及ぼさない位置に設けること

イ. 次の関係法令等に適合していること。

1. 都市計画法
2. 建築基準法
3. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
4. 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱

火葬施設について

ア. 焼却炉の設置場所等

1. 建築物内に設置すること。
2. 事業敷地境界からおおむね 10m離して設置すること。(排気口を含む)ただし、当該敷地境界線に接する土地所有者、当該土地にある建築物の所有者及び居住者の同意を確認できるものがある場合は、この限りではない。
3. ペットの死骸を保管する冷蔵保管庫を設けること。
4. 外部から容易に見通せない高さの樹木等を設けること。

イ. 焼却炉の構造等

1. 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。
2. 煙突の先端から火炎または黒煙が排出されないように焼却できること。
3. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却できること。

ウ. 法令等の遵守

1. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年規則第34号)別表第16に定めるダイオキシン類及びばいじんの排出基準に適合すること。
2. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)別表第13に定める騒音及び振動の規制基準に適合すること。
3. 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定に基づく規制基準に適合すること。

エ. 施設の管理等

1. 火葬施設内の臭気について脱臭対策を講じること。
2. ばいじんと臭気指数の測定を定期的を実施すること。

(3) 埋葬施設等について

動物の死体を土中に葬る施設の設置でないこと。

敷地境界線に接している土地(道路等を含む)から墓石等が見通せない高さの樹木等を設けること。